

会議等概要

件名	令和6年度第2回鹿児島市安心安全まちづくり推進会議	作成課	危機管理局 安心安全課
日時	令和6年8月20日（火）14時～14時50分		
場所	市役所東別館3階 災害対策本部室		
出席者	安心安全まちづくり推進会議委員 17人（柳田委員、森尾委員、高田委員、海江田委員、中村委員、徳田委員、鈴木委員、出雲委員、本房委員、森田委員、橋口委員、武田委員、上園委員、安樂委員、鎌田委員、水之浦委員、黒木委員、うち市出席者2人） オブザーバー5人（犯罪被害者支援に係る団体・個人：蓑毛オブザーバー、永家オブザーバー、井上オブザーバー、久留オブザーバー、重久オブザーバー、うち市出席者1人）		
市出席者	委員：水之浦危機管理局長、黒木消防局次長 オブザーバー：重久こども家庭支援センター所長 事務局：山口危機管理局次長、枝元安心安全課長、 山下安心安全まちづくりアドバイザー、他		
会次第	【議題】 犯罪被害者等支援条例（素案）及び支援制度概要について		
主な意見等	<p>（○：委員 □：オブザーバー ●：事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 転居費用助成金に関しては、中核市でも数少ない制度なので、非常にありがたい。 □ 転居費用助成金の対象者が、遺族については、第1順位遺族となっている。実際に転居が必要になる遺族は、被害者と同居していた第2、第3順位の方であったりする。第1順位遺族に限定せず、同居していた遺族が対象と修正を検討していただきたい。 ● 必要とする方に使っていただきたい制度なので、検討したい。 □ 転居費用助成金の対象者が、重傷病支援金と同じ1か月以上の療養かつ通算3日以上以上の入院を要するとなっているが、入院要件を外して対象者を広げた方が、救える被害者も増えると思う。 ● できるだけ広く支援したいので、検討したい。 ○ 対象の犯罪行為は、身体的なものだけなのか、詐欺被害や誹謗中傷なども含めた精神的な部分が含まれるのか。 ● 条例については、犯罪被害者全般を網羅しているが、支援金制度については、直接的に人の生命又は身体を害する行為により、被害を受けた方を対象としている。 □ 心の傷、トラウマは、ほとんどの犯罪被害者が被る。しかし、表面的には分からず、なかなかエビデンスが見つからない。こういった被害についても配慮・考慮していただきたい。目に見えないところまで援助することが大切な視点である。 ● 犯罪行為による精神疾患を負った場合、療養期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができないと医師の診断があれば、重傷病支援金の対象となる。 □ 転居費用助成金を入れているのは大変ありがたい。重傷病でなくても、性犯罪の被害者であれば、転居費用の助成については、対象とのことでよいか。 ● 転居費用の助成については、性犯罪を受けた事実があれば該当する。 □ 性犯罪の被害者で、自宅が犯罪被害の近くではないが、加害者に住所が知られたため転居を希望する方も多。そういった方も支援できるように検討していただきたい。 □ 支援金等の制度で、早い段階で支援していただけるのは、非常にありがたい。国の犯罪被害者等給付金との住み分けはどう考えているか。 ● 国の給付金は、残された家族の生活を長期にわたって支えていく趣旨であり、市の支援金は、国の給付金が支給されるまでに相当な期間を要するため、早期に支援す 		

る趣旨である。

- 自治体に犯罪被害者支援のスキルをもった職員を確保、育成することが大事になってくると思う。条例に、支援する職員の人材育成について入れることを検討していただけないか。
- 犯罪被害者支援センターとも協力しながら被害者を支援していきたいと考えており、現段階で条例に盛り込むことは考えていない。
- 支援金の支給までの期間は、現段階でどの程度を見込んでいるか。
- 手続関係はこれからの検討になるが、支援金の趣旨からもできるだけ早く支給したいと考えている。